



RIETI Policy Discussion Paper Series 19-P-024

デジタル時代を支える市場と法

矢野 誠
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

デジタル時代を支える市場と法

矢野 誠（経済産業研究所）

要旨

第四次産業革命を支えるソシオ・エコシステムの形成を阻む大きな原因として、システム内の構成要素のスムーズな循環を阻む垣根の存在があげられる。我が国には、大正時代に高等学校を文科と理科に分離して以来、文系と理系の間には非常に高い垣根が存在する。また、一口に社会科学といっても、法学、政治学、経営学、経済学、社会学などなど、さまざまに分割されていて、分野を超えて、物事を考えることができる人材が非常に少ない。そのため、法と経済学研究を推進する必要があると考えられるわけである。

若い時代に身につけたモノの見方、考え方を大きく変えることは難しい。職業を持ち、その経験の中で積み上げられた見方や考え方を変えていくのはさらに難しい。最近、欧米の研究者と科学技術振興や企業ガバナンスについて話しをすると、サイロ効果という言葉や、サイロ (silo) を壊そうという掛け声を耳にすることが少なくない。サイロというのは、ヨーロッパやアメリカの農場で使われ、農産物や家畜の飼料を貯蔵しておくための数メートルから十数メートルの高さを持つ円筒形の倉庫である。放っておくと、職場で専門性が強まり、働く人たちの視野が狭くなってしまふ。それが生産性の低下につながる。そうしたサイロを打破するためには、意図的な努力が不可欠だと考えられているわけである（矢野、2017）。

我が国の政策決定プロセスの根底にある最大の問題は法と経済との間に存在する高い垣根ではないか。それが健全なソシオ・エコシステムの構築を阻み、今の長期停滞があると考えられるものが見えてくるものがたくさんある。法学と経済学の垣根を取り去り、両者を統合する総合的な視点から政策研究を行うことで、健全なソシオ・エコシステムの形成に貢献する第一歩が形成できるはずである。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

1 第四次産業革命とデジタル・データ

経済産業省が提唱する第四次産業革命という表現を聞いて、違和感を覚えた人も少なくないかもしれない。1980年代から続いたパソコンに牽引された第三次産業革命はどこに行ってしまったのだろうかと思う人も多いだろう。しかし、Yano and Furukawa (2019) が示すように、理論的には二つの異なる大きな技術革新が背中合わせにおきても不思議ではない。実際、1850年代から1920年頃にかけての技術革新はひとまとめにして第二次産業革命とみることできる。しかし、1873年に始まり、1890年代初頭まで続いた長期恐慌を挟み、前期と後期に分けることもできる。前期の技術革新は1850年代に発明された鋼鉄生産のための転炉の発明をきっかけに、鉄道、橋、大型などの分野で大きな技術革新が起きた。また、後期の技術革新は、映画、電話、オートメーションなど、電気動力の応用に基礎をおいている。

第四次産業革命として期待される技術革新を、2008年の世界金融危機を挟んだ第三次産業革命の後半とみることできるかもしれない。しかし、現代経済を注意してみると、第四次産業革命という表現は非常に強い説得力を持つてくる。

それは、今、起きつつある技術革新がデータというまったく新しい資源の上に立脚するものだからである。これまでの経済では、データは、まったくと言ってよいほど産業的価値を見出されていなかった。それが、インターネットの発達の結果、突然、大きな経済的価値が見出されるようになったわけである。過去にも、石炭や石油のように、技術革新を通じて、突然、価値を持つようになったモノの例はたくさんある。しかし、それらは既存のモノにとって代わったというにすぎない。石炭は薪や炭を代替し、石油は石炭を代替した。しかし、データは、既存の資源にとって代わるものではなく、まったく新しいタイプの資源として、労働、資本と並ぶ第三の生産要素として期待がかけられている。過去の産業革命は、既存のモノを駆逐し、新しいものに置き換えることを意味した。しかし、今回の産業革命の核をなすデータは既存の何かを駆逐するわけではない。そういうまったく新しい経済資源に大きな期待がかかるのも当然だろう。

同時に、データという新しい資源の使い方に関して、大きな危惧が形成されつつあるのも確かである。たとえば、最近のエコノミスト誌では、「技術巨神を手なずけるには」と題された記事において、Google, Amazon, Facebook といった技術企業のデータ独占から発生する社会的費用に関する継承がならされている。¹ また、ニューヨークタイムズ紙によると、アマゾンの独占力に対する警戒から、データ独占に対する独占禁止法の新しい適用方法も模索されているという。²

このように、データ独占に対し、多くの人々は大きな危惧を抱き始めている。このような危惧が決して夢ではないことは、最近のケンブリッジアナリティカ社のデータ乱用によっても示されている。最近のガーディアン紙によると、ケンブリッジアナリティカ社は、フェイスブックのアカウントを通じて2億3000万人のアメリカの個人データを収集し、当時、米国大統領候補だったドナルド・トランプ氏の票集めに利用したと言われる。このデータ収集方法は、インターネットを通じて、心理テストを提供し、被験者にフェイスブックのプロフィールの利用の許可を求めるというもので、回答者の40%が許可を与えたということである。このデータを使用することによって、個人のパーソナリティを測定し、何百万人もの人々に対してフェイスブックの「いいね」との相関を調べることが様々なことが分かる。ケンブリッジアナリティカ社はこの方法を用いて、米国の大統領選挙予備選挙や Brexit などの重要な投票に影響を与えたと言われている。³

そんなことが本当に可能なのかという疑問が出てきても当然だろう。政治学など、最近の社会科学分野では、データの操作によって、人々の意識を変化させることが可能であることを示す実証研究が進みつつある。RIETI も、エビデンスベース・ポリシー研究の一環として、そのような研究が進められている。簡単に、その研究成果をご紹介します。

¹ Economist (2018)

² Streitfeld (2018)

³ Cadwalladr (2018)

例えば、堀内 (2018) では、マスコミ報道から受ける印象によって人々の政治意識が変化することが報告されている。この研究では、過去の報道から難民の行動に関して否定的な見解の記事と肯定的な見解の記事を探しだし、それを被験者に読んでもらって、その後に、難民受け入れに関する見方を調査するという方法がとられている。無作為に選んだ被験者を、さらに、無作為に三つのグループに分け、一つのグループの人には肯定的な記事を読んでもらい、二つめには、否定的な記事を読んでもらう。三つめのグループには事前の情報を与えず、三つのグループの人々に、難民の受け入れに関する意見を尋ねる。こうした方法で調査を行うと、調査前に記事を読んだか、読まなかったか以外はすべて無作為なので、記事を読まなかったグループと比べ、肯定的な記事や否定的な記事が人々のものの見方に影響するか否かを判断することができる。

堀内の実験では、否定的な記事を読んだグループは、記事を読まなかったグループと比べ、難民受け入れに関し否定的な意見を持つ傾向が強いのにに対し、肯定的な記事を読んだグループには意見の偏りが生まれなかったことが報告されている。この結果を一般的に敷衍すると、人の意見は、他人の否定的な意見を聞くことで、否定的な方向にぶれるのに対し、肯定的な意見を聞くことでは、左右されないことになる。

同様の実験によって、Horiuchi and Ono (2018) では、日本人を被験者として、外国のメディアが難民を脅威として描くだけで、日本人は脅威感を抱くことが示されている。また、Kagotani and Ono (2019) では、同様の外交的・非難であっても、メッセージの発信者が関係が悪化している国の高官である場合、人々は反感をもって受け入れることが示されている。

こうした研究は昨今の政治状況や政治的プロパガンダの効果を考える上で非常に意義深い。また、インターネット上では、さまざまなことに関し、極端に否定的な意見が氾濫している。現在、さまざまな国で、社会の意見が強く両極に分かれる状況が発生している。最近の *New York Times* 記事によれば、スウェーデンのように進歩的な国でも、極右の政治団体がインターネット上のニュースメディアを開発し、非常に強い政治的メッセージを発信していると言われる。⁴こうした事実が示すように、インターネットの情報が、そうした両極化現象を作り出している可能性は否定できない。

こうした研究成果をより広い文脈で考えると、人々の政治的、思想的な性向に関して、非常に大きなデータが形成できれば、選挙などの結果を左右できる可能性がみえてくる。アメリカやイギリスの選挙では、有権者の意見はほぼ 50 対 50 に分かれることが多い。トランプ大統領が勝利した 2016 年の大統領選挙においては、トランプ氏とクリントン氏の得票率は 46.1 パーセント対 48.2 パーセントと拮抗していた。トランプ氏の方が全米の得票率が低かったにも関わらず、勝利したのは接戦州の票を僅差で抑えたことにある。また、イギリスの EU 離脱を問うたブレキシットの投票でも、離脱派と残留派の得票率はそれぞれ 51.89 パーセントと 48.11 パーセントと僅差である。選挙資金に関する制度的規制もあり、特定の候補者、党派が使える選挙資金には限りがある。そのように資金に限りがある中では、特定のグループや地域にピンポイントで特定の政治的・思想的な働きかけを行えば、選挙結果を誘導できる可能性もある。ケンブリッジアナリティカ社の事件はこうした可能性に対する警鐘と考えることができる。⁵

2 データ所有権とコースのオープン・クエスト

こうしたデータという新しい資源の独占に対する危惧は、独占禁止法のあり方にも影響を及ぼしている。たとえば、アメリカでは、データ独占の略奪的行為に関し、構造的な分析の必要性が強調されている。企業の市場支配力や潜在的な反競争的行為に関し、企業の構造が反競争的な利害の対立を作り出したり、複数のビジネスにまたがって市場支配力を行使できたり、市場構造が略奪的行為を行う誘引を提供していないかといった視点から、企業の構造や市場における構造的な役割

⁴ Becker (2019) .

⁵ なお、現在、RIETI では、政府の方針に従いエビデンスベース・ポリシー・メイキングという考え方を政策評価の場を導入することに力を傾注している。その中で、上述のような実験手法は社会科学的現象を明確な原因結果の関係でとらえようとする点で非常に有益なものだということを指摘しておきたい。さらに、自らのデータを構築することで、社会科学的現象の因果関係を明らかにしようという研究も進められている。たとえば、Ono and Yamada (2018) では、有権者が女性政治家に対し否定的な偏見を抱くという事実が検証され、Igarashi and Ono (2019) では、新自由主義的な考え方と移民に対する見方の関係が調べられている。こうした社会科学的な因果関係の解明を積み重ねていくことで、政策の高度化がすすむものと考えている。

が分析されるべきであることが主張される。⁶これは、現在、確立されている市場競争を軸としたアプローチから独占禁止法、特に略奪的行為の規制のあり方を 180 度転換させようとするものである。同時に、市場を有効に利用しようという市場の質理論の立場からも大きく逸脱する。

Yano (2019) では、実は、こうしたデータ利用に関する危惧や不安の根底に、データの所有権の問題があると指摘される。すでに述べたように、データは新しい生産資源であり、だれがデータを所有するかについては議論が尽くされていない。コースによれば、外部性が発生する原因は発生源のサービスに関して（所有権を含め）権利義務が確定していないところにあるとされる。権利義務が設定されれば、外部性は内部化され（つまり、当事者の交渉を通じて分権的に解決され）、長期的には自然と市場が形成される。取引費用が無視できる場合、どのように権利義務を設定しても、効率的な資源配分が行われる。⁷

コース自身が主張するように、この結論がコースの定理の中核をなすものである。⁸この定理は環境権の設定による環境問題の解決をはじめ、さまざまな経済学分野で大きな影響を与えた。しかし、取引費用が無視できるというコースの前提は本当に満たされているのであろうか。

コース自身も強調するように、現実の市場では、取引費用が無視できるという仮定は妥当しない。⁹では、

コースのオープン・クエスチョン：取引費用が無視できない場合に、そのような（所有権を含む）権利義務をどのように設定したらよいのだろうか。

これは、コース自身が残した大きなオープン・クエスチョンであり、新古典派経済学（または、価格理論）のフレームワークの中で、この問題に挑んだ研究は少ない。¹⁰この問題への解答として、Yano (2019) では、

命題（市場の質選択）：取引費用が無視できない場合、最も高質な市場が生まれるように権利義務を設定すべきである、

という新しい命題が、簡単な市場モデルを使って、証明されている。過去の法廷では、この命題に沿った考え方がとられた場合と立場がとられた場合と、取られなかった場合とがある。さらに、過去に存在しなかった財サービスに関する権利義務の設定は、非常に長期にわたって、その後の経済活動に影響を与えることも過去の事例が示している。それが、現代経済においてデータ（特に、デジタル・データ）の所有権の問題を、経済学的視点から、慎重に検討しなくてはならない理由である。以下では、この点に関し、詳しく説明しよう。

3 市場の質と取引費用

上で述べた「市場の質選択の命題」はコースのオープン・クエスチョンに対する回答である。この命題をより詳しく説明するためには、市場の質と取引費用という二つの概念を明確にしなくてはならない。特に取引費用については、コースやウィリアムソンによるこれまでの概念を広げ、権利義務の設定からおきる市場構造の選択という視点にたって整理しなおす必要がある。¹¹

市場の質というのは、20 年ほど前に筆者が提示した考え方である。¹²Yano (2019) では、その定義の精緻化が試みられ、定義の妥当性が初めて検証された。市場の質とは、効率性と公正性という視点

⁶ Khan (2016).

⁷ Coase (1960)

⁸ Coase (1988, C.6, S.1, 第一段落)

⁹ Coase (1988, 同上)

¹⁰ コース自身は、取引費用が存在する場合、取引当事者は経済的に見合う範囲で取引費用を節約するとしている (Coase, 1988, C.1, S.2, first paragraph)。この考え方は、Cooter (1982) によってさらに展開され、取引費用が大きい場合は “Structure the law so as to minimize the harm caused by failures in private agreements.” と指摘されている。こうした議論も、権利義務の設定後に形成される市場における取引費用を説明するものではない。

¹¹ Coase (1937), Williamson (1988).

¹² 矢野 (2001a) において導入され、Yano (2008, 2009)、矢野 (2007, 2016)、矢野・古川 (2016) において定義が提示された。

から市場の機能を示すための規範的指標である。効率性というのは、エッジワース以来の20世紀の経済学で精緻な定義が与えられているので、ここで改めて解説する必要もないだろう。¹³市場の活動に関する公正性という概念は、欧米の法廷では昔から考えられてきたものである。それにも関わらず法廷での解釈にそった経済学的な定式化は、最近まで、試みられたことがない。以下では、市場の質理論の考え方にそって、公正性（フェアネス）を競争に課されたルールに基づいて定義する。¹⁴

ウェブスター英語辞典の「フェアとは、一般に受け入れられ、確立された規範、または、ゲームその他の競争的行為に課されたルールが遵守された状態」という定義に基づき、そうした状態を競争上フェアと呼ぶ。¹⁵競争上公正性を上述のように定義すると、市場競争に課されたルールというのがどんなものかということを示さなくては、何をもちて市場の質というのかは分からない。そのような基本的なルールとして、①「私的所有権原則」、②「自発性原則」、③「無差別性原則」の三つが重視され、この原則を満たさない取引が不公正（競争上不公正）と考えられる。¹⁶このうち、私的所有権原則と自発性原則は市場を機能させる上での絶対的要件として、コースやアダム・スミスを含め、さまざまな経済学者によって重要性を認められてきた。

無差別性原則というのは、「潜在的な取引相手も含め、取引相手を経済的な条件以外の条件で差別をしない」という意味である。この原則は、モンテスキューやブラックストーンなど、18世紀の思想家も指摘するように、マグナカルタ以来の伝統を引き継ぐものである。¹⁷この原則に、最恵国待遇や自国民待遇といった形で、WTOの原則など、国際法の間ではさまざまな形で議論されている。しかし、通常の市場において、無差別性原則がどのような機能を持つのかについての経済学的議論はほとんどされていない。¹⁸Yano (2019)では、無差別性原則をより具体化したルールとして、③'「無差別的取引条件設定の原則」が提唱された。具体的には、「誰もが、誰とでも、どんな量でも取引が許されることが保証される」というルールである。

これまでの英米法の文脈では、公正(fair)という概念と適正(reasonable)は多分に混同されて利用されてきている。Yano (2019)では、適正と公正について、①、②、③を満たした上で形成される均衡を（競争上）適正と呼び、①、②、③、③'を満たした上で形成される均衡を（競争上）公正と呼ぶという区別がされる。適正と公正の区別については、英米法においても明確ではない。Yano (2019)の定義は、一般的に、公正性という概念は適正よりも踏み込んだものだという見方に従っている。

通常の意味の取引費用は、既存の市場において、取引のために発生する費用を指すことが多い。たとえば、投資に関する文献では、取引費用とは、売買にかかる費用のことだと説明される。それには、財貨を市場に提供される労働やその他もろもろの費用が考えられる。金融市場では、ブローカーにかかる費用やスプレッドのことだと解釈することもできる。¹⁹こうした観点に立ち、より経済学的に考えると、（1）サーチと情報の費用、（2）交渉と意思決定の費用、（3）監督と適用の費用の三つが重視される。²⁰この定義の下での取引費用は明らかに既存市場のなかでの取引にかかわるものである。また、より組織論的な考え方にに基づき、特定のガバナンス構造の下で、計画や調整や業務の遂行のための費用だと言われることもある。^{21,22}

¹³ 例えば、矢野(2001b)

¹⁴ Yano (2008)

¹⁵ See *Webster's Third New International Dictionary of the English Language, Unabridged* (1961).競争上という表現を加すのは、フェアがさまざまな意味を持つからである。

¹⁶ Yano (2009)

¹⁷ Montesquiere (1748); Blackstone (1757).

¹⁸ 例外的な研究として、Yano(2008)がある。

¹⁹ <https://www.investopedia.com/terms/t/transactioncosts.asp>

²⁰ Dahlman, Carl J. (1979). "The Problem of Externality". *Journal of Law and Economics*. 22 (1): 141–162. doi:10.1086/466936. ISSN 0022-2186. These represent the first approximation to a workable concept of transaction costs: search and information costs, bargaining and decision costs, policing and enforcement costs.

²¹ Williamson (1996)

²² transaction cost analysis is about the comparative costs of planning, adapting, and monitoring task completion under alternative governance structures"

「市場の質選択の命題」は、これから形成されるであろう市場の特性にかかわるものである。そのため、命題が想定する取引費用は、既存市場での費用のみならず、新たに形成される市場において発生する費用を含むものである。つまり、市場の質を低下させるもろもろの要素も取引費用に含まれると考えられているということである。

たとえば、権利義務の設定から生まれる市場の選択という問題をコース的な視点から考えるためには、独占の形成やデッドウェートロスの発生なども含めて、市場構造そのものから発生する費用も取引費用だと考えなくてはならない。そういう、権利義務の設定を特定することで、形成される市場の構造を分析し、そこでの取引主体の合理的活動を正しく記述する必要がある。そのためには、人間の合理的活動の結果の追求を否定するウィリアムソン等の立場から離れて、取引費用が無視できない場合に関し、人間の合理的選択という視点に基づいて市場を記述し、分析する必要があるというのが、Yano (2019) において提示された見方である。

4 一束（ひとたば）取引と競争上公正性

経済学的にはバラバラなものを一束に束ねた取引が許されると、独占的一次価格差別（first degree monopolistic price discrimination）と同じ効果を持つことが知られている。そのため、一束取引を利用すると、独占力を持つ取引主体が持たない取引主体から交換の利益を奪うことができる。このような取引は英語では bundling と呼ばれ、一山取引と呼ばれることもある。²³

二本のコーラを持っている人が二本を束にして売るとしよう。買い手が非常にのどが渇いていて、どうしてもコーラが欲しいというような状態では、買い手の支払用意の総額に等しい価格設定をしても売ることができる。その場合に、買い手に余剰は残らない。Yano (2019) が示すように、このような取引は独占的な売り手が複数の買い手と取引を行い、買い手の間で裁定を行う中間業者が存在する場合、不可能である。

たとえば、売り手が4本のコーラを所有し、二人の買い手に販売するとしよう。どちらの買い手も2本一束への支払用意は $w(2)$ 、1本への支払用意は $w(1)$ であるとする。中間者が存在しない場合、売り手は、2本を一束にして、 $p=w(2)$ では売るのが最適である。その時の収入は $2w(2)$ となる。この取引方法は中間者の介入を排除しない限り成功しない。もし、中間者が一束だけ購入し、それを二つに分けて、 $w(1)-\varepsilon$ の単価で一本ずつ売ると、買い手は中間者から1本だけ買うことを選ぶので、売り手は一束だけしか売ることができないからである。限界支払用意が逡減するという仮定 ($w(1)-w(0)>w(2)-w(1)$) のもとでは、 $w(0)=0$ とすると、中間者は $2w(1)-w(2)-2\varepsilon$ の利潤を得ることができる。

「潜在的な取引相手も含め、取引相手を経済的な条件以外の条件で差別をしない」という無差別性原則は、中間業者と直接の取引相手との間の差別も含むと解釈される。その意味で、中間業者の介入を排除することでのみ形成できる価格は、③「無差別性原則」に違反すると考えられる。したがって、Yano (2019) の定義では、競争上不適正な価格設定ということになる。つまり、中間者の介入を排除することで行われる一束取引は、交換利益の搾取とみなすことができると言ってもよい。

このような搾取はさまざまな場で行われてきた。古くは、Mittelberger (1898) が18世紀アメリカの旅行記で記した植民地時代の爪印（つめいん）奉公（indentured servitude）からはじまり、昔の大リーグの終身契約、日本の大相撲など枚挙にいとまがない。例えば、大リーグの終身雇用制度では、それぞれの球団が中学や高校を卒業する年齢の選手の卵と契約し、選手生活全体をその球団に縛りつけるような仕組みがとられていた。この終身契約制度は、大リーグができた19世紀の後半から始まり、1970年代まで続いた。この制度については、野球選手の側から強い疑問が投げかけられ、Toolson v. New York Yankees (1953)、Flood v. Kuhn (1972) など連邦最高裁で争われた。しかし、大リーグの反トラスト法違反が問われた事件で、大リーグは反トラスト法の適用から除外されるという1922年の最高裁判決（Federal Baseball Club v. National League (1922)）が、その後、数十年にわたって踏襲された結果、長年にわたって、野球選手は給与設定において大きな不利益を被ることになった。この問題が完全に是正されるためには、1998年のカート・フラッド法の制定を待たなくてはならなかった。

²³ 矢野 (2001a, 2005)

昔の大リーグの終身雇用規則は競争上不公正な取引を助長しただけでなく、労働者（野球選手）の自由な職場移動を阻むことによって大きな非効率性をもたらした可能性も示唆している。

5 市場の質選択の命題と取引費用の所在

アメリカ大リーグの事例は、特定の権利義務の設定が、その後に形成される市場における質的構造に大きな影響を与えることを示すものである。球団と野球選手の卵の間の雇用契約は明らかに自発的に結ばれるものである。したがって、②「自発性原則」を貫徹する限り、どのような内容の契約であっても、当事者が納得するものであれば、許容されるという見方もある。しかし、現代では、カート・ブラッド法が示すように、選手の野球人生全体を縛るような契約は望ましくないとみなされている。つまり、「自発性原則」を制約しても、「誰が誰とでも取引できる」という、③「無差別的取引条件設定の原則」を選手の側に保証すべき場合もあると判断されているということである。（原則を貫徹すると、そこから誤った制度が形成される）

こうした事実から分かるように、大リーグの終身契約制度の問題は、最終的には、②「自発性原則」と③「無差別的取引条件設定の原則」のどちらが、どの程度、重視されるべきかという問題に帰着すると考えられる。市場の質選択の命題によれば、権利義務の設定においては、その後に形成される市場の質が高くなるような選択が求められる。上述の事例では、「自発性原則」を貫徹させるという選択をすれば、その後に形成される市場では強い独占力を持つ主体が形成され、競争上不適正な取引が行われるようになる。他方で、「取引条件設定の原則」を重視し、働く人の一生を縛るような契約や制度を排除すれば、そうした問題がなくなり、より競争的で、高質な市場が形成されるということが理論分析からも分かる。

大リーグの終身契約制度の事例からは、③「無差別的取引条件設定の原則」の担保を怠ると、その後に形成される市場で、競争上適正な取引を阻害し、市場の質を低めるとということが分かる。それとは異なり、②「自発性原則」が担保できなくなるような権利義務が設定された日照権裁判のような事例も存在する。

1972年の日照権にかかわる最高裁判決では（民集第26巻5号1067ページ）、「思うに、居宅の日照、通風は、快適で健康な生活に必要な生活利益であり、それが他人の土地の上方空間を横切ってもたらされるものであっても、法的な保護の対象にならないものではなく、加害者が権利の濫用におたる行為により日照、通風を妨害したような場合には、被害者のために、不法行為に基づく損害賠償の請求を認めるのが相当である」とされた。

当時の我が国の住宅事情を考えると、このルール設定が高質な宅地市場の形成を阻んだと考えられる。1970年代の初頭の都市部の住宅事情は、1950年代から推進された都市部の工業化の波と切り離して考えることはできない。集団就職という名のもとで、多数の若年労働者が農村から都市部に集められ、都市労働者へと転換されていった。1970年代の初頭というのは、集団就職の当時、中卒だった人たちが大人になり、結婚し、家庭を持つようになった時期と重なる。そうすると、1970年代、1980年代を通じて、都市部における宅地需要が飛躍的に拡大するのは当然で、需要拡大に対処するためには、マンション建築などによる土地利用の高度化が不可欠だったと考えられる。

日照権判決を分析する基礎を作るために、まず、日照権が認められなかった場合に形成される市場を検討しよう。話を簡単にするために、一つの集合住宅を立てるために、 n 戸の住宅が建っている土地が一区画として必要で、区画全体への支払用意が W であるとしよう。さらに、 n 戸の住宅は同質で、それぞれの住宅の持ち主が住宅を手放す際の補償要求（手放すなら支払ってもらいたいと思う最低の金額）を C としよう。そうすると、集合住宅の建築業者と都市所有者の間で土地取引が成立するための必要条件は $W \geq nC$ となる（支払用意が補償要求より低くは取引できない）。

次に、最高裁判決の言う日照権が認められたとしよう。日照権判決は、判決自身も指摘するように、旧来の住宅所有者に宅地の所有だけでなく、近隣の土地の上にある空間の所有権を与えるものである。たとえば、宅地の持ち主に近隣の土地の上の空間に設定された日照権を認めると、それぞれの持ち主にとって、その分、宅地の価値が上昇する。その結果、自分の住宅の補償要求は上昇し、 C' となるとする。つまり、 $V=C'-C$ が近隣の土地の上に設定された日照権の価値ということになるわ

けである。そうすると、集合住宅の建設に必要な n 戸分の土地の持ち主たちの補償要求の総計は $n(C+V)$ となる。

建設された集合住宅に住む人たちは、日照や風通しと価格を勘案して、それぞれ、自分にあったマンションを購入する。したがって、集合住宅を建てるための区画に存在する既存の宅地それぞれに設定された日照権は、集合住宅を買う人たちにとっては価値のないものである。したがって、日照権が設定されようがされまいが、建設業者の集合住宅用区画への支払用意は W のまま変化しないはずである。したがって、もし、 $0 \leq W - nC < nS$ の場合、日照権が認めらなければ集合住宅の建築が行われていたかもしれない区画に日照権が設定されたことで集合住宅が建てられなくなってしまう。日照権が作りだした区画の価値 $n(C+S)$ を超える場合だけ、集合住宅建設のために土地取引が可能になる。これが我が国の都市部の土地利用を非効率にした大きな原因だったと考えられる。

上の分析は、日照権の設定が自発的意思決定による取引を困難にしたことを示す。この意味で、「自発性原則」の担保を誤ったことが、市場の質の低下につながった事例であると考えられる。

日照権の設定が生み出したさらなる問題は、それぞれの宅地所有者の局所的独占力を強めたことである。集合住宅に適した土地は少ない。したがって、そうした土地を所有する人は集合住宅を建設するための土地市場において、土地の独占的供給者だとみなすことができる。上述のように、日照権の設定により、それぞれの宅地・家屋の所有者は近隣の土地の上に設定された日照権を同時に所有することになる。つまり、宅地・家屋と日照権を一束にした販売が可能になり、その分、土地所有者の局所的独占力も上昇することになる。

バブル期に広く観察された立ち退き拒否のようなホールドアップ問題は追加的独占力の結果として説明できるだろう。集合住宅をつくるためには、近隣の多数の個人住宅を購入して、一区画として利用する必要がある。一人でも、土地の所有者が販売を拒否すれば、区画全体の利用価値がなくなるので、販売拒否をすることで土地の値段を引き上げることができる。このような問題は、日照権が設定されようが、されまいが、土地利用の高度化・集約化を図る場合には常に起きうる問題である。しかし、日照権は土地所有者の権利の中を広げるため、ホールドアップの問題をより深刻なものにした可能性が高い。他方で、上述したように、既存の土地・建物を所有する人の日照権の価値は、集合住宅の建築とともに、消滅する。したがって、マンション購入者に移転することはないので、土地取引への障害となる。バブル期に起きた地上げの問題は、深刻化したホールドアップ問題を（市場を利用せず）暴力的に解決する手段であったと考えると、日照権の設定が「自発性原則」が損なわれた不公正な市場を形成したと考えることもできる。

6 ホールドアップ問題と技術標準

日照権の設定から発生するホールドアップ問題と同様の現象が起きる可能性を持つのが、最近、広く問題となっている技術標準である。現代の工業製品は、ほとんどの場合、多数の技術をつなぎ合わせて作られている。スムーズに技術をつなぎ合わせるためには接続部分の規格を統一し、どの製品でもそれを利用できるようにするのが望ましい。Wifi や Bluetooth といった表現は日常生活に深く入り込んでいるものだが、代表的な技術標準の例でもある。たとえば、Wifi というのは、無線 PC や携帯電話をインターネットに接続した機械に接続するための技術であり、「たぶん数千に上る技術に基づく」規格だと言われる (Microsoft and Motorola, 2013, Order-13)。そういう技術には、それぞれの開発者の経営判断に基づき、特許が設定されたものもあるし、設定されていないものもある。それらの技術を束ねて、一つの規格としたものが技術標準である。

鈴木 (2015) が指摘するように、「技術標準の使用に必須となる発明に係る特許 (標準必須特許) の権利行使については、特許権の適切な保護を確保しつつ、いわゆるホールド・アップ、ロイヤルティ・スタッキング等の問題」を生じさせる可能性がある。ロイヤルティ・スタッキングというのは、技術標準に加わっている特許所有者が求める使用料の合計が、すべての特許を一人が所有する場合に競争的に設定されるであろう使用料よりも高く設定されてしまうような現象をいう。Microsoft and Motorola (2013) では、そのような現象が取り扱われ、技術標準の中の特許をバラバラにし、競争的な表かを与えた上で、特定の技術の特許料の妥当性が検討されている。ロイヤルティ・スタッキングという現象は、様々な主体が所有する複数のものを束にして取引をしようとする個別の主体の評価が束全体の価値の総額を上回ってしまう可能性がある。こうした問題に対処す

るために Microsoft and Motorola (2013) で採用された競争的評価は、上の③「無差別的取引条件設定の原則」に沿うものであり、Yano (2019) の言う競争上公正性が意識されていると解釈することができる。

技術標準の形成に不可欠のみなされる特許は標準必須特許と呼ばれる。上で述べたホールドアップやロイヤルティ・スタッキングは標準必須特許のライセンス付与の場合に発生することが多い。それを避けるために、標準設定機関は、特許権者に対し、公平、合理的かつ非差別的な (FRAND; Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) 条件で標準必須特許をライセンスする旨の約束を標準参加時の契約で求める。鈴木 (2018) は、この契約条項の取り扱いを、ドイツ、米国および中国における裁判例、並びにわが国、米国、EU などの競争政策その他の政策的措置について分析している。国際的には、契約法アプローチと競争法アプローチの 2 つの考え方がみられるが、我が国では、契約法的な取り扱いが望ましいというのがその結論である。²⁴

特許権者には自らの特許を「標準必須特許」に含めることにメリットがあり、その結果、必ずしも必須でない特許が標準必須特許として過剰に含まれるという問題が指摘される。この問題について、Aoki and Arai (2018) は事後的な審査として(1)第三者機関による審査と(2)標準実施者の訴訟等による審査の 2 種類に着目し、標準必須特許の過剰宣言に対してどのような影響を与えるのかに関して比較検討が行われている。

7 適正な価格形成

上でも述べたように、「潜在的な取引相手も含め、取引相手を経済的な条件以外の条件で差別をしない」というのが③「無差別性原則」の持つ意味である。この原則に従うと、以下で示すように、適正な価格は取引当事者の外側にある条件で定まるということになる。まず、この理論を Yano (2008) に基づいて説明しよう。

買い手と売り手が一人ずついるとして、ある品物への買い手の支払用意が w_1 、売り手の補償要求が c_1 で、支払用意の方が補償要求よりも高いとしよう ($w_1 > c_1$)。その場合、二人には取引を行う誘引が存在する。さらに、取引が行われるとしたら、価格 p は支払用意と補償要求の間に定まり

$$w_1 > p > c_1 \quad (1)$$

買い手と売り手はそれぞれ $w_1 - p$ と $p - c_1$ の余剰を獲得する。買い手にも売り手にも競争者は存在せず、③「無差別性原則」は自動的に満たされ、②「自発性原則」も担保されている。したがって、このようにして決定される価格は競争上適正なものである。

次に二人目の買い手と売り手が存在する市場を考えて、まったく同質の品物への二人の支払用意と補償要求が w_2 と c_2 であるとしよう。ここで、 $w_2 > c_2$ であると仮定すると、第二の買い手と売り手の間では取引が行われない。さらに、第一の買い手と第二の売り手の間でも、第二の買い手と第一の売り手の間では取引が行える可能性があるとする。つまり、 $w_1 > c_2 > w_2 > c_1$ が満たされている。

この場合でも、第一の買い手と売り手の間 (だけ) で取引が行われるのが効率的である。しかし、条件 (1) を満たすあらゆる価格が競争上適正だということにはならない。もし価格が $w_1 > p > c_2$ の範囲で設定されているとしたら、第一の売り手には非常に有利だが、そのような価格を維持するためには第二の売り手が市場に参入してくるのを阻止しなくてはならない。そうでなければ、第二の売り手が参入し、 p と c_2 の間に価格 q を設定すれば、買い手を第一の売り手から奪うことができるからである。同じことは、価格が $w_2 > p > c_1$ に設定された場合にも言える。そのような価格は低すぎで、第二の買い手が市場に参加すれば、売り手を第一の買い手から奪ってしまうからである。つまり、第二の買い手と売り手が存在する場合の競争上適正な価格は

$$c_2 > p > w_2 \quad (2)$$

という条件を満たさなくてはならない。つまり、競争上適正な取引が行われると、均衡における価格の範囲を条件 (1) の範囲から(2)の範囲に狭める効果を持つ。

²⁴ この研究は、鈴木 (2015) を拡張したものである。

この分析が示すように、③「無差別性原則」が担保された市場では、実際に取引に関わることのない潜在的な取引主体の存在が適正な価格の範囲を決定する。Yano (2019) が示すように、こうした考え方は、イギリスの法廷では、19世紀にすでに採用されている (Acebal v. Levy (1834), Hoadly v. M'Laine (1834))。

これらのイギリス法廷の判例は非常に画期的な見方だったようで、その後、あまり顧みられることがなかった。しかし、20世紀の後半になると適正な価格は当事者の取引の外側で定まるという見方は移転価格や資産の価値の評価で広く採用されるようになった。そうした評価価値は、普通、公正市場価値 (Fair Market Value) と呼ばれるが、本論の用語では適正市場価値と表現されるべきものである。

8 経営者の被信任義務とコーポレート・ガバナンス

最近のアメリカの企業法では、経営者の被信任者義務として、企業経営者は常に専門家による企業価値の評価を求め、自らの企業の買い手を能動的に探すことが求められている。このような制度の背後にも、③「無差別性原則」の担保という考え方がある。自らの企業の買い手を外に求めることなしでは、自らの企業に関して競争上適正な価値を知ることができないからである。この考え方は、自らの企業を売却した企業経営者の行為の適正性が問われた *Cinerama, Inc. v. Technicolor* (1995) で提示されたものである。

現在、我が国も制度チュワードシップ・コード、コーポレート・ガバナンス・コードの実施を通じて、日本企業の統治制度改革は、形式的な整備から実効性の確保という新たな段階に入っている。その中で、競争という視点から、企業経営者の公正かつ適正な活動を定義し、それに沿った活動を求めていくことが望まれる。この統治制度改革を通じて、日本企業の収益力(稼ぐ力)を改善して行くためには、R&D投資や人的資本投資を促進し、また積極的なM&A、事業再組織化などに寄与する必要がある。

そうした視点にたつて、Franks, Mayer, Miyajima, and Ogawa (2018) では、近年、増大する日本企業による自社株買いの分析が行われている。企業の内部者を、株式保有の目的が純粋な投資収益の最大化ではない事業法人・金融機関・創業家一族などの株主と定義し、「日本企業は内部者による株式保有の維持を目的として自社株買いを実施している」との仮説を検証している。一方で、自社株買いが純粋な株主還元の一環として実施されている面があり、肯定的に評価できる側面があると同時に、他方で、経営者の私的利益を追求するための手段として利用されている可能性も否めないという結論が導かれている。

また、Arikawa, Inoue, and Saito (2018) では、長期にわたる日本企業の収益性と株価の低迷が、日本の内部者中心の企業統治システムと雇用システムによって説明できるかが、27カ国の国際比較データを用いて検証されている。社外取締役比率と雇用調整の柔軟性については、分析期間において27カ国間で固定的な差が存在することを示され、さらに、これら2つの変数が27カ国の企業間の財務パフォーマンスを統計上有意に説明することが示されている。

コーポレート・ガバナンスにおける弁護士や公認会計の役割も重要である。Sakai and Kubo (2019)では、取締役の中に専門家がいる企業では、利益率やトービンのQが高く、規制産業においては株式投資収益率のボラティリティが高いことが確認されている。これは、規制産業においては専門家が企業家としての役割を果たしている一方で、非規制産業では警察官としての役割を果たしているということを示唆している。また、

2015年に日本版コーポレートガバナンス・コードによって、上場企業は2人以上の社外取締役を置くか、置かなければその理由を説明するかが求められて以来、2人以上の社外取締役がいる企業の割合は急増している。しかし、社外役員半数以上を、株式の政策保有先や取引先から選ぶことによって、コードの規制が骨抜きにされていることも指摘される(社外取締役の政策保有)。胥／高橋／田中(2019)では、この問題が東証一部上場企業役員データを用いて分析され、企業価値が低いほど、政策保有割合が高いほど、さらに、外国人機関投資家の圧力が弱いほど、社外役員のうち政策保有先等の出身者が半数以上占める傾向にあることが示されている。

90年代後半から、日本は銀行破綻とともに上場企業倒産の波を経験した。とりわけ、銀行の突然破綻が日本の会計制度に対する国際不信を招き、1999年3月期から英文財務諸表に日本の会計基準と監査基準が国際基準と異なるという旨の警句（Legend Clause）の記載が当時のアメリカの5大会計事務所に要請されるようになった。以降、会計制度の一連の改革、いわゆる会計ビッグバンが行われた。Saruyama and Peng (2019)では、2003年3月期に適用された継続企業の前提に関する情報開示が分析され、継続注記企業の倒産割合が有意に高く、大幅な資産売却、負債削減と人員削減が行われるなど、継続注記がステークホルダー間の利害を調整する役割を果たす可能性が示されている。

こうした研究から分かるのは、我が国のコーポレート・ガバナンスに関する一連の改革は一定の効果を上げながらも、さまざまな問題を残すことである。我が国の企業経営者が株主に対する被新任者義務を十分に果たしているかについて、さらなる検証が必要なことを示す。同時に、競争上公正性、適正性といった視点から、我が国のコーポレート・ガバナンスの制度をさらに充実させることに必要性を示すものでもある。

9 デジタル・データの所有権の設定と市場の質選択の命題

近年、デジタル・データの独占に独占禁止法の適用を強めるべきだという指摘がされることが多い。しかし、データの所有権に関する合意が形成されていない現代社会においては、まず、データの所有権の帰属を確定する必要がある。Yano (2019)で提唱された市場の質選択の命題によれば、十分に高い市場の質が担保できるように所有権を設定する必要がある。そのためには、まず、データ独占が形成されにくい所有権設定のあり方を考えるべきだということになる。

また、データを市場化しやすい所有権設定を考える必要もある。昔の日照権の設定のように、それによってスタッキングが起きるようでは、データの市場取引を大きく阻害する。たとえば、自分のカメラで友人のポートレートを映したときに、画像データは誰に帰属すべきかというのは、非常に重要な疑問である (Morikawa, (2019))。一方で、ポートレートの所有権（肖像権）を友人に認め、他方で画像データの所有権を画像データとして取引するのはほぼ不可能になる。また、この例は、データの所有権と個人情報の保護との関係を整理することが重要なことも示唆する。友人のポートレートを友人という個人から切り離し、無名のデータとして利用する場合には、個人情報保護には抵触しないのだろうか。

ここまでの分析で考えてきた様々な事例が示すように、経済資源に関する権利義務の設定によって、その後形成される市場は長期にわたって影響を受ける。デジタル・データは未だ所有権の帰属が定まっていない。そのような資源については、まず、高質な市場が形成されるように所有権の設定を考えるのがデータ利用に関する出発点である。

判例

Acebal v. Levy (1834), in Bingham (1834).
Broadcast Music, Inc. v. CBS (1979), No. 77-1578.
Cede & Co. v. Technicolor, Inc., 634 A.2d 345, 361 (Del. 1993)
Cinerama, Inc. v. Technicolor, 663 A.2d at 1162 (Del. 1995).
De Haviland v. Warner Bros. Pictures, 67 Cal. App. 2d 225, 153 P.2d 983 (1944)
Federal Baseball Club v. National League (259 U.S. 200 (1922))
Flood v. Kuhn, 407 U.S. 258 (1972)
Georgia v. Brailsford (1794), 3 U.S. 1. (1794).
Hoadly v. M'Laine (1834)), in Bingham (1834).

Microsoft Corp. v. Motorola, Inc., 2013 United States District Court LEXIS 60233 (Western District of Washington at Seattle, Apr.25, 2013).
Japanese Supreme Court on Sunshine Right, see Minshu 26/5/1067 (1972).
Paramount Famous-Lasky Corp v. United States. 282 U.S. 30 (1930).
Toolson v. New York Yankees, Inc. 346 U.S. 356 (1953)
United States v. Cartwright (1973), 411 U.S. 546 (1973).
United States v. Paramount Pictures, 344 U.S. 131 (1948).

最高裁判所 「隣接居宅の日照通風を妨害する建物建築につき不法行為の成立が認められた事例」, 民集第 26 卷 5 号 1067 頁, 昭和 47 年 6 月 27 日

参考文献

- Aoki, Reiko, and Yasuhiro Arai (2018). “Strategic Declaration of Standard Essential Patents,” RIETI Discussion Paper Series18-E-035.
- Arikawa, Yasuhiro, Kotaro Inoue, and Takuji Saito (2018). “Corporate Governance, Employment, and Financial Performance of Japanese firms: A cross-country analysis,” RIETI Discussion Paper Series18-E-084.
- Becker, Jo (2019), “The Global Machine behind the Rise of Far-Right Nationalism - Sweden was long seen as a progressive utopia. Then came waves of immigrants — and the forces of populism at home and abroad.” *New York Times*, Aug. 10, 2019.
- Blackstone, William (1756), *Commentaries on the Laws of England*.
- Bingham, Peregrine (1834), *Reports of Cases Argued and Determined in the Court of Common Pleas and Other Courts*, Vol. X.
- Cadwalladr, Carole. (2018). “‘I made Steve Bannon’s psychological warfare tool’: meet the data war whistleblower,” *The Guardian*, Mar. 13, 2018. <https://www.theguardian.com/news/2018/mar/17/data-war-whistleblower-christopher-wylie-faceook-nix-bannon-trump>
- José González Cabañas, Ángel Cuevas, and Rubén Cuevas, (2018), “Unveiling and Quantifying Facebook Exploitation of Sensitive Personal Data for Advertising Purposes,” Department of Telematic Engineering, Universidad Carlos III de Madrid, To be included in the *Proceedings of the 27th USENIX Security Symposium*. August 15–17, 2018 • Baltimore, MD, USA. <https://www.usenix.org/conference/usenixsecurity18/presentation/cabanass>
- Coase, Ronald (1937). “The Nature of the Firm,” *Economica* 386.
- Coase, Ronald, (1960). “The Problem of Social Cost,” *Journal of Law and Economics* 3 (1): 1–44. 1960. doi:10.1086/466560
- Coase, Ronald, (1988), *The Firm, the Market, and The Law*, University of Chicago Press, Chicago.
- Cooter, R.(1982)” The Cost of Coase” The Journal of LEGAL STUDIES.Vol.11. pp.1-29. (太田勝造編訳 (1997)「コースの費用」『法と経済学の考え方:政策科学としての法学』pp.51-97 木鐸社,
- Cooter, R. and Ulen, T (2000), *Law and Economics* 3rd ed. p. 94.
- Dahlman, Carl J. (1979). "The Problem of Externality". *Journal of Law and Economics*. 22 (1): 141–162. doi:10.1086/466936. ISSN 0022-2186.
- Economist, (2018). “Competition in the Digital Age: How to Tame Tech Titans,” *Economist*, Jan. 18th, 2018.

- Ferwerda, Jeremy A., D.J. Flynn and Yusaku Horiuchi (2017). "Explaining Opposition to Refugee Resettlement: The Role of NIMBYism and Perceived Threats." *Science Advances* 3(9):e17008126, 06 Sep.
- Franks, Julian, Colin Mayer, Hideaki Miyajima, and Ryo Ogawa (2018). "Stock Repurchases and Corporate Control: Evidence from Japan," RIETI Discussion Paper Series 18-E-074.
- Horiuchi, Yusaku, and Yoshihiko Ono (2018). "Public Opposition to Refugee Resettlement: The Case of Japan," RIETI Discussion Paper Series 18-E-050.
- Hulsebosch, Daniel (2016). "Magna Carta for the World: The Merchant's Chapter and Foreign Capital in the Early American Republic," 94 N.C. L. Rev. 1599.
- Igarashi, Akira, and Yoshikuni Ono (2019). "Neoliberalism and negative attitudes toward immigrants," RIETI Discussion Paper Series, forthcoming.
- Kagotani, Koji, and Yoshikuni Ono (2019), "Diplomatic Protest and Japanese Patriotism," mimeo. RIETI.
- Khan, Lina M. (2016). "Amazon's Antitrust Paradox," *Yale Law Journal* 126.3, 710-805.
- Mittelberger, Gottlieb (1898). *Journey to Pennsylvania in the Year 1750 and Return to Germany in the Year 1754*. Philadelphia: John Joseph McCevy.
- Montesquiere, Baron de, (1748), *The Spirit of Laws*.
- Morikawa, Masayuki (2019), private communications.
- Ono, Yoshikuni, and Masahiro Yamada (2018). "Do Voters Prefer Gender Stereotypic Candidates? Evidence from a conjoint survey experiment in Japan," RIETI Discussion Paper Series 18-E-039.
- Rosenberg, Kathryn, (2015). "Restoring the Seven Year Rule in the Music Industry," *Fordham Intellectual Property, Media and Entertainment Law Journal*, 26-1, 275-310.
- Sako, Mari, and Katsuyuki Kubo, (2019), "Professionals on Corporate Boards: How do they affect the bottom line?," RIETI Discussion Paper Series 19-E-010.
- Saruyama, Sumio, and Peng Xu, (2019), "Going Concern Notes, Downsizing, and Exit," RIETI Discussion Paper Series 19-E001.
- Streitfeld, David (2018). "Amazon's Antitrust Antagonist Has a Breakthrough Idea," *New York Times*, Sept. 7, 2018.
<https://www.nytimes.com/2018/09/07/technology/monopoly-antitrust-lina-khan-amazon.html>
- Williamson, Oliver, (1996), *The Mechanisms of Governance*. New York: Oxford University Press
- Yano, Makoto (2008). "Competitive Fairness and the Concept of a Fair Price under Delaware Law on M&A," *International Journal of Economic Theory* 4-2, 175-190, 2008.
- Yano, Makoto (2009). "The Foundation of Market Quality Economics," *The Japanese Economic Review* 60-1, 1-32, 2009.
- Yano, Makoto (2017), "Law and Economics on Market Quality," *RIETI Highlight* 63, 2-6.
- Yano, Makoto (2019). "Market Quality Theory and the Coase Theorem in the Era of Digital Data and Blockchains," mimeo. RIETI.
- Yano and Furukawa (2019). "Two-dimensional Constrained Chaos and Time in Innovation: An analysis of industrial revolution cycles," RIETI Discussion Paper Series 19-E-008.

- 胥 鵬／高橋 秀朋／田中 亘 (2019) 「政策保有社外役員工作と企業価値」
- 鈴木將文 (2015). 「標準必須特許の権利行使を巡る法的問題」 RIETI DP 15-J-061.
- 鈴木將文(2018). 「標準必須特許を巡る法的問題—国際動向と日本の対応の考察」 RIETI DP 18-J-020.
- 堀内勇作 (2018). 「難民再定住に関する Not-in-My-Backyard (NIMBY) 的態度」 DP 検討会報告.
- 矢野 誠 (2001a). 『ミクロ経済学の応用』, 岩波書店.
- 矢野 誠 (2001b). 『ミクロ経済学の基礎』, 岩波書店.
- 矢野 誠 (2005). 『「質の時代」のシステム改革—良い市場とは何か』, 岩波書店.
- 矢野 誠 (2007a). 『法と経済学』, 東京大学出版会, 2007.
- 矢野 誠 (2016). 「市場の質と競争公正性」、矢野 誠、古川雄一編 (2016). 『市場の質と現代経済』 (中京大学経済学部附属経済研究所研究叢書), 勁草書房.
- 矢野 誠 (2017). 「サイロと垣根の克服」 RIETI 新春特別コラム.
- 矢野 誠、古川雄一 (2016). 『市場の質と現代経済』 (中京大学経済学部附属経済研究所研究叢書), 勁草書房.